

## 1. 文化財の保存・活用の現況と今後

## ①奈良市全体に関する方針

奈良市は、平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市であり、豊かで美しい自然と数多くの優れた文化財を有する古都である。都であった期間は僅かであるが、平安時代以降は平城京に創建された社寺に支えられ、1300年にわたり都市として存続してきた。換言すれば、平城京という土台の上に継承されてきた文化財が軸となって、都市としての奈良を支えてきたといえる。文化財は、本市存立の基盤であって、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支え続けていくはずである。その継承は、現代に生きる者の責務である。

本市には、世界的に有名なものから地域で大切にされてきたものまで、有形・無形の、各時代の文化財が、重層的に分布している。

令和6年(2024)12月現在、指定等文化財は、国指定661件、県指定154件、市指定163件、旧月ヶ瀬村指定30件、旧都祁村指定42件、選定保存技術2件、登録123件の計1,175件にのぼる。平成10年(1998)には奈良時代の都城の姿を伝える資産で構成された「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、平成21年(2009)には中世の芸能の姿を伝える「題目立」がユネスコ無形文化遺産に登録された。指定等文化財以外にも、市街地の地下には広大な平城京の遺跡が良好な状態で残り、旧市街には伝統的な町並みが広範囲に残る。

指定等文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき保存と活用を図っている。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じて、個別具体的に検討する必要がある。件数が多く、分野も様々で、所有者・管理者も多岐にわたるが、市では各分野の専門職員を配置し、適宜所有者・管理者と連絡を取るとともに、奈良市域担当の奈良県文化財保護指導委員から毎月届く巡視報告も活用し、様々な文化財の状況把握に努めている。後継者不足から中断している民俗芸能の例や、所有者の変更に伴い解体された登録有形文化財建造物の例もあり、問題が顕在化する前に、早期に課題を把握して対策を講じる必要がある。市が所有・管理するものについても、保存・活用の充実に努めていく。

指定文化財の所有者等が行う保存事業に係る経費については、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付して、文化財の適切な保存を図っている。所有者等が、保存活用計画、整備計画等を策定する際には、適宜指導助言等を行って支援している。

世界遺産「古都奈良の文化財」については、8つの構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の一体的な保存管理の方法を、平成27年(2015)に包括的保存管理計画として県と市で定めており、顕著な普遍的価値の確実な継承を図っていく。

平城京跡をはじめとする周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき保存と活用を図っている。庁内の各部局や県とも連携して、埋蔵文化財の適切な保護が図られるよう努めている。

指定等文化財以外の文化財については、所在と内容を把握し文化財保護の基礎資料とするための調査を継続している。早くは昭和30年代から奈良市史編纂に伴う分野別の調査を実施しており、昭和50年代以降は、発掘(昭和53年度(1978)～)・彫刻(昭和56年度(1981)～61年度(1986))・絵画(昭和61年度(1986)～平成6年度(1994))・石造物(昭和58年度(1983)～63年度(1988))・町並み(昭和56年度(1981)～61年度(1986))・民家(昭和58年度(1983)～62年度(1987))・現存植生(昭和60年度(1985))・民俗芸能(昭和61年度(1986)～平成元年度(1989))・年中行事(平成2年度(1990))

～8年度(1996)・古文書(昭和59年度(1984)～平成7年度(1995))・柳生地区(平成4年度(1992)～7年度(1995))・歴史資料(平成8年度(1996)～)・旧月ヶ瀬村及び旧都祁村(平成17年度(2005)～)・近世近代建造物(平成24年度(2012)～)・庭園(平成25年度(2013)～令和3年度(2021))の各調査を実施している。県も各種の文化財調査を行っている。その他、大学や民間団体など様々な主体により市内各所で様々な調査が行われている。それらの調査成果に基づき、価値の高いものは市指定文化財に指定して保護を図っている。平成8年(1996)の文化財登録制度創設以降、指定による保護を補完するため、国に対する意見具申を通じて登録による保護を図る例も増えている。

市内にある多数の文化財を幅広く保護していく上では、新たな制度の検討等も含め、文化財の保存・活用の取組の充実を図る必要がある。

## ②重点区域に関する計画

重点区域東側は、東大寺・春日大社・興福寺・奈良公園等があり、奈良時代以来の歴史を継承する古建築と周囲の自然とが一体となった、古都奈良のイメージを最も顕著に示しているエリアである。ほとんどが史跡・名勝の指定地であり、また、世界遺産の構成資産範囲でもある。興福寺では平成30年(2018)に中金堂が復興されるなど境内整備が進められており、東大寺でも伽藍建築の復興を含む境内整備が進められている。奈良公園では、県が「奈良公園基本戦略」に基づき公園の魅力を高めるための整備を進めてきた。これら整備事業の適切な実施による文化財の価値の確実な保存・活用を図る必要がある。

重点区域西側は、奈良町と呼ばれる旧市街地が広がり、伝統的な町並みのなかに各時代の様々な文化財が重層的に分布するとともに、現代の都市活動の中心地でもある。ここでは、指定等文化財の保存・活用だけでなく、現代の都市活動のなかで失われてきている伝統的町家など、指定等のされていない文化財の継承が大きな課題となる。エリアが広く、失われてきているとはいえ、多くの町家が残っているため、文化財行政以外の施策との連携が不可欠である。市が歴史的建造物を取得し住民団体等との協働で活用している例も多く、そうした場所を拠点として取組の推進を図ることとする。

平成25年(2013)に市が取得した旧大西家住宅もその一例で、多くの観光客が訪れる奈良町の中心地にあり、歴史的景観にとっても極めて重要な場所に位置する町家である。平成26年度(2014)に改修工事を実施し、平成27年度(2015)から、伝統的な町家を後世に引き継ぎながら、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流、教育機関との連携の拠点となる「奈良町にぎわいの家」として活用している。観光部局の所管であるが、文化財登録を目指して改修工事も文化財課との連携の下に行い、平成29年度(2017)に登録有形文化財に登録された。

## 2. 文化財の修理(整備)

### ①奈良市全体に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、画一的な方法を一律に適用することはできず、それぞれの文化財の価値・保存状況・活用方針等を踏まえた上で、考え得る様々な選択肢のなかから最善の方法を選ぶ必要がある。これには高度に専門的な判断が必要となる場合が多く、行政に属する専門職員の積極的な関わりが求められるとともに、適宜学識経験者の指導・助言を仰ぎながら事業を進める必要がある。

指定文化財や登録文化財の修理・整備にあたっては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基

づく手続きを適切に行うとともに、文化庁、奈良県、奈良市教育委員会から指導・助言を行う。また、指定文化財の修理・整備にあたっては、必要な経費に対して補助金を交付することで、所有者負担を軽減し、文化財の価値の確実な保存・活用を図る。なお、国・県指定文化財建造物の修理が国や県の補助事業として実施される場合は、事業を奈良県が受託し、奈良県文化財保存事務所が設計監理や施工にあっている。

奈良町においては、都市景観形成地区建造物保存整備事業として都市景観形成地区内の建築物の外観の修理や修景に対して補助金を交付してきたが、奈良市歴史的風致維持向上計画の策定後、修理の対象エリアを重点区域全体に拡大し、文化財建造物の専門職員が関わることで修理・修景の質的向上を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定や国の補助事業などと連携し、事業効果を高めている。

## ②重点区域に関する計画

重点区域は、市内でも特に多くの文化財が集中するエリアであり、指定文化財の修理・整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。奈良町の歴史的な町並みを構成する建築物等についても適切な修理・整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。東大寺・興福寺・春日大社では、それぞれ学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得て整備計画が策定されている。整備計画に基づき事業を進める際も学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得ることとなっており、一部は指定文化財に係る整備事業として行われている。

指定文化財に係る修理・整備で継続的に実施されている事業例に次のものがある。

### ○史跡興福寺旧境内記念物保存修理事業

興福寺では、「興福寺境内整備構想」に基づいて、平成10年度から中金堂の復元も含む境内の整備事業が進められているが、そのうち発掘調査やその成果に基づく基壇の整備については、史跡整備に係る事業として、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は学識経験者による「興福寺境内整備委員会」の指導・助言を得て進められている。令和3年度（2021）までの第1期整備事業において「史跡興福寺旧境内保存活用計画」が策定され、令和5年度（2023）には「史跡興福寺旧境内整備基本計画（第2期整備事業）」が策定されて、現在、第2期整備事業が行われている。

### ○名勝旧大乘院庭園管理（名勝庭園荒廃防止）事業

管理団体である（公財）日本ナショナルトラストにより、名勝庭園の適正な環境を維持するための除草や剪定等の事業が毎年実施されており、県とともに市も補助金を交付し支援している。

## 3. 文化財の保存・活用を行うための施設

### ①奈良市全体に関する方針

本市には、仏教美術を中心とした文化財の収集、保管、調査・研究、展示を行う奈良国立博物館があり、毎年秋の正倉院展をはじめとする様々な展覧会が開催されている。

市の施設としては、史料保存館（脇戸町）、昔のくらし館（五条町）、上深川歴史民俗資料館（上深川町）がある。

史料保存館は、古文書や歴史資料の収集、調査、保管、展示などを行う施設であり、常設展示・企画展示・講座等を開催している。平成25年度（2013）からは正職員（学芸員）を配置し、保存・活用

事業の充実を図っている。

昔のくらし館は、社会生活の変化に伴い失われつつある生活文化資料を展示する施設であり、同じ敷地内に移築保存されている法蓮造の民家である旧田中家住宅（奈良市指定文化財）と併せて公開している。小学校の郷土学習での利用や、隣接する都跡公民館と連携して催しを開催している。平成23年度（2011）には旧田中家住宅に照明やコンセント等の電気設備を設置して活用の推進を図っている。旧田中家住宅は茅葺屋根の定期的な葺き替えが必要であり、かまども実際に利用することがあるため補修が必要である。

上深川歴史民俗資料館は、ユネスコ無形文化遺産に登録された民俗芸能「題目立」を継承するための施設であり、衣装や道具、古文書等の関連資料を保管するとともに、練習の場としても活用している。

また、埋蔵文化財調査センターでは、発掘調査で出土した遺物の展示をしているほか、増え続ける出土遺物の保管場所として旧水間小学校を利用している。埋蔵文化財調査センターと史料保存館は、収蔵庫が飽和状態にあることから、文化財保存施設の機能を十分に果たせなくなりつつあり、移転統合するなどして施設の拡大充実を目指す。

民間施設では、大和文華館、寧楽美術館、各社寺の宝物館や収蔵庫などがある。重要文化財の保存活用施設に対しては、設置や改修にかかる費用に補助金を交付している。

文化財解説板は、市指定文化財の指定を始めた昭和50年代から市指定文化財に対して設置してきたが、近年は奈良町の建造物を中心に登録有形文化財や国・県指定文化財にも設置を進めている。平成19年度（2007）以降、統一的なデザインを採用し、近年は外国語表記の充実にも努めており、今後もそれを継承していくこととする。

文化財の公開・展示は、本市の観光振興にとっても重要なもので、観光振興との連携を踏まえた活用の在り方についても検討していく。

## ②重点区域に関する計画

重点区域にある史料保存館は、奈良町の歴史や文化財を分かりやすく紹介する情報拠点としての機能を担い、重点区域の歴史的風致に関連する資料も多く収集、保管しているが、収蔵庫が飽和状態にあることなどから、新たな施設の設置が喫緊の課題である。併せてソフト事業の充実もさらに推進する。学芸員を配置し、展示や講座等の事業を通じて収蔵資料の活用を図ることのできる体制を今後も維持するとともに、周辺の公共や民間の多様な施設との連携も進める。また、他のイベントに合わせて開館時間を延長するなど、周辺施設や事業との連携も図ることとする。

文化財解説板については、未設置の市指定文化財や登録有形文化財への設置を進めるとともに、県・国指定文化財への設置も推進する。

## 4. 文化財の周辺環境の保全

### ①奈良市全体に関する方針

歴史的な建造物や遺跡等の文化財と、周囲の自然や伝統的町並みとが一体となって、古都にふさわしい環境が形成されている本市では、明治期の奈良公園の設置や、戦前における風致地区の指定など、文化財の周辺環境を保全する取組が早くから行われてきた。現在では、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区や歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区や高度地区、景観法やなら・ま

ほろぼ景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区、奈良市屋外広告物条例に基づく規制などにより、文化財の周辺環境の保全が図られている。史跡や名勝が文化財建造物の周辺環境を保全する役割を果たしている例も多い。眺望景観の保全を図るため、平成24年（2012）には眺望景観保全活用計画を策定した。世界遺産の構成資産の周囲に設定されている緩衝地帯及び歴史的環境調整区域については、平成27年（2015）策定の世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画に基づき保全を図る。

また、奈良県では、奈良県植栽計画と奈良公園植栽計画の策定、春日山原始林や奈良のシカの保護のための様々な取組を進めており、これらと連携を図りながら、古都奈良の歴史的風土を構成する自然環境の保全に努めていく。

## ②重点区域に関する計画

重点区域の東側は、文化財保護法に基づき広大な区域が史跡や名勝に指定されているほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区等、様々な規制が重複してかけられて、文化財とその周辺環境の一体的な保存・保全が図られてきた。今後も、これらの各法制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。また、奈良公園の豊かな自然環境や広がりのある公園空間は、歴史的風致の重要な構成要素であるとともに、祭りや行事、奈良町での生活の背景として歴史的風致の価値を高めるものとなっている。この自然環境を適切に保存・継承していくため、県や地域住民等との連携のもとに各種取組を推進する。

重点区域西側の旧市街地は、南部の元興寺周辺を中心とする範囲をなら・まほろぼ景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区に指定していたが、奈良市景観計画の改正（平成28年（2016）改正、令和4年（2022）改正）により、北部のきたまち地区も景観形成重点地区に追加指定するとともに、地区の細分化を行って、景観の規制・誘導を進めており、助成事業（歴史的風致形成建造物保存整備事業・都市景観形成地区建造物保存整備事業）や公共空間の景観整備事業（無電柱化など）とも併せて、より一層の規制・誘導や整備を推進することとする。特に建築物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区の指定や地区計画の策定、建築協定や景観協定の締結などの各種手法の活用についても検討していくこととする。

## 5. 文化財の防災

### ①奈良市全体に関する方針

本市では、奈良市地域防災計画において、指定・登録文化財について、平時に行っておくべき措置を文化財災害予防計画として定め、災害時に応急的に行う措置を文化財対策計画として定めている。文化財災害予防計画には、防災施設整備や耐震対策の促進、各所有者による防災計画作成や防災組織設置、消防局による査察、文化財防災の啓発、火気制限区域の指定等について定めている。これに基づいて消防局では、文化財防火週間（1月23日～29日）に、文化財建造物の査察、市民を対象に文化財愛護思想と防災意識の啓発を図るための「文化財防火ゼミナール」の開催、文化財所有者と合同の消防訓練等を実施している。また、消防局には文化財防災官を設置し、文化財防災を推進している。

指定文化財への自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備などの設置や修理、点検に対しては、国・県・市が補助金を交付する制度を定め、防災対策を推進している。老朽化した設備の更新も不可欠で、そうした機会に設備の見直しも検討する必要がある。指定文化財建造物の耐震対策とし

ては、日常管理により建物を健全な状態で維持することに努めるとともに、根本修理に合わせて必要な補強を行うほか、根本的な対策までの経過的措置として暫定的な補強を行う等の対策を推進する。文化財を収蔵・展示する施設や、史跡等の重要な構成要素となっている建造物等の耐震対策も進める必要がある。防災施設や耐震補強にあたっては、文化財の価値を損なわないよう最善の方法を選択する必要がある。文化財に係る専門家の関与が求められる。さらに、近年では人為的な文化財の毀損・汚損の被害も発生していることから、適切な防犯対策を実施していく。

また、所有者、行政、地域住民の連携も求められる。現在、市内では、小学校区を基本単位とする自主防災・防犯組織が50団体あり、防災訓練の実施や防災マップの作成、避難所の運営、地域内の空白地帯解消に向けた取組などの活動が行われている。今後も、これらの自主防災・防犯組織を中心に、通報・消火・搬出・避難などの防災訓練の実施、防災体制・自衛消防組織の強化や消防設備・避難路などの点検整備、無住社寺などの危険箇所の改善や巡視の励行、火気制限区域の設定とその励行、消防局による防火診断などの、地域ぐるみでの防災対策の推進を図ることとする。

## ②重点区域に関する計画

重点区域東側の東大寺・興福寺・春日大社には、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備が設置されている。老朽化が進んだ設備については改修等が行われている。

重点区域西側の旧市街地には、町家をはじめとした数多くの木造の歴史的建造物が密集して残る。そうした場所では火災時の延焼防止対策が重要であり、これまでにドレンチャー、防火塀、火除地等が設けられている指定文化財もある。旧市街地では、消火栓を通常よりも細かい間隔で設置している。地域防災計画の文化財災害予防計画では、奈良町都市景観形成地区について、住民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火を促進し、消火器、火災報知設備、その他防火資機材の設置と維持管理を推進することや、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していくことが定められているが、これらは都市景観形成地区以外の旧市街地全体に共通する課題として取り組む必要がある。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づいて、その促進を図る。

## 6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発

### ①奈良市全体に関する方針

本市では、文化財の保存及び活用の普及・啓発を図るための様々な取組を行っている。市民を対象とする文化財講座は、昭和46年度（1971）に文化財教室として開催して以来、毎年実施してきたもので、近年は講義と現地見学や体験学習を組み合わせ、従来若年層の参加者が少なかったことを踏まえて小学生と保護者向けの企画も実施するなどして、内容の充実を図っている。文化財解説板の設置については「3. 文化財の保存・活用を行うための施設」の項で示した。その他、市が所有・管理する文化財等のリーフレット作成、史料保存館での展示や講座、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会、発掘体験、ホームページやSNSを活用した情報発信等を行っている。取組が重点区域をはじめとする中心部の文化財に偏らないよう、地域的なバランスも考慮するよう努めている。また、指定文化財となっている無形の文化財の後継者育成や伝統技術伝承の事業に対して補助金を交付し、その継承を図っている。

学校教育においても、「世界遺産学習」として世界遺産や地域の文化財を通じた学習に取り組んで

おり、副読本作成、現地学習、教員を対象とする研修などを実施している。発掘調査で出土した本物の土器のセット「ドキ土器kit」を教材として学校に貸し出す取組も行っている。

市の取組以外にも、公共・民間問わず、奈良の文化財を活かした多様な取組がなされており、文化財の普及・啓発に大きな役割を果たしている。市所有の平城京左京三条二坊宮跡庭園では、令和3年（2021）に修理が完了して以降、民間事業者による活用事例も増えている。なお、イベント開催もそうした取組のひとつとなりうるが、史跡名勝等の指定地を会場とする場合は現状変更等必要な手続きを確実に行う必要がある。

今後も機会をとらえて情報発信や様々な主体との連携を進め、歴史的風致維持向上の視点も取り入れながら、文化財の普及・啓発に努めることとする。

## ②重点区域に関する計画

重点区域は、文化財が集中して存在し、多くの人を訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種の取組が集中して行われてきたエリアであり、今後も取組の充実を図る。

史料保存館については、「3. 文化財の保存・活用を行うための施設」の項で示したとおり、奈良町の文化財に関する情報拠点としての役割を担う。文化財解説板についても、同項で示したとおり充実を図る。

また、文化財と関連施設をつなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果が生まれるような取組についても検討することとする。

## 7. 埋蔵文化財の取り扱い

### ①奈良市全体に関する方針

本市には、平城京跡をはじめ、長い歴史と文化を物語る広大かつ多数の遺跡が地下に残る。周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に関しては、文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、奈良県とも連携を取りながら適切に指導を行い、埋蔵文化財の保護にあたっている。公共工事に関しては、事前に計画を把握し各部局と調整を行っている。埋蔵文化財に影響する工事が計画された場合には、工法の変更等の計画変更について協議するなど保存に努め、やむを得ず現状保存できない場合は発掘調査を行って記録保存している。なお、史跡等指定地内の埋蔵文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき現状変更を制限して保護しており、遺跡の保存整備等が行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進している。

周知の埋蔵文化財包蔵地外においても、1 ha以上の大規模な開発事業が行われる場合には現地踏査を行い、適宜試掘調査を実施するなどして埋蔵文化財の有無を確認し、存在が確認された場合にはその保護について関係者間で協議を行うこととしている。

本市は、埋蔵文化財の発掘調査、研究、出土品の整理、保管を行い、活用を図る拠点施設として、昭和58年（1983）に奈良市埋蔵文化財調査センターを設置している。独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、公益財団法人元興寺文化財研究所などの関連研究機関とも連携しながら、埋蔵文化財の保存と活用にあたっている。発掘調査の成果は調査報告書や年報として公開しているほか、発掘調査現場における現地説明会の開催や、出土遺物の展示、リーフレットの作成、講演会の開催、発掘体験事業等の活用事業も行っている。

今後も以上のような取組を継続し、埋蔵文化財の保存と活用を図っていくこととする。

## ②重点区域に関する計画

重点区域は、奈良時代から現代に至るまで都市として存続してきた場所である。区域西側の旧市街地の大部分が、奈良時代の遺跡である平城京跡や、平安時代から江戸時代までの遺跡である奈良町遺跡に該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。区域東側は史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、名勝奈良公園等の指定地となっている。

土木工事が行われるときは、上述のとおり、文化財保護法等の関係法令に基づき適切に対応する。東大寺や興福寺の境内整備事業では遺跡の発掘調査とその成果に基づく整備も計画・実施されているが、史跡に係る整備事業として行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進する。発掘調査の成果については、奈良町の歴史についての理解の促進にもつながるよう、史料保存館での展示などにも活用することとする。

## 8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制

### ①奈良市全体に関する方針

本市は、教育委員会教育部に文化財課とその所管である埋蔵文化財調査センター及び史料保存館を設置し、文化財の保存・活用に当たっている。令和6年（2024）12月現在の職員数と専門職員の内訳は次のとおりである（会計年度任用職員・再任用職員を除く）。

・文化財課：11名

うち、学芸員（考古学）5名、学芸員（博物館）2名、文化財建築職3名

・史料保存館：3名

学芸員（考古学）2名、学芸員（博物館）1名

・埋蔵文化財調査センター：14名

うち、学芸員（考古学）13名

文化財の重要性に鑑み、今後とも、文化財の保存・活用の在り方の多様化に対応しつつ、その確実な推進を図るための人材確保が不可欠である。

また、文化財の保存・活用に係る重要事項について調査審議する機関として、文化財保護法第190条第1項及び奈良市文化財保護審議会条例に基づき、奈良市文化財保護審議会を設置している。審議会は学識経験者等で構成される。令和6年（2024）12月現在の委員数と専門分野の内訳は次のとおりである。

・文化財保護審議会：11名

うち、建造物分野1名、絵画・彫刻・工芸品分野3名、書跡・典籍・古文書・歴史資料分野1名、民俗文化財分野1名、史跡分野1名、史跡・考古資料分野1名、史跡・名勝分野2名、天然記念物分野1名

今後とも、文化財の保存・活用に当たっては審議会の指導・助言を得ながら進めていく。

## 9. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備

### ①奈良市全体に関する方針

本市では、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。

特別史跡平城宮跡の発掘調査と保存管理に協力している（一社）平城宮跡保存協力会、名勝月瀬梅林の保護と育成管理にあたっている（公財）月ヶ瀬梅溪保勝会のほか、指定文化財となっている遺跡や社叢等の管理を地元の住民団体が担っている例は多い。県指定無形文化財奈良晒の紡織技術の保持団体である奈良晒技術保存会や、無形民俗文化財として指定文化財となっている民俗芸能の保護団体もそのほとんどが地元住民で構成されている。市では、これら指定文化財の保存管理や継承を担っている団体に対して、補助金を交付するなどの支援をしている。

奈良文化財研究所が養成した平城宮跡解説ボランティアを母体として平成13年（2001）に設立されたNPO法人平城宮跡サポートネットワークは、第2章の「平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致」の項で述べたとおり、平城宮跡の保存・活用に関する事業を各種実施している。NPO法人なら・観光ボランティアガイドの会（愛称：朱雀）も文化財の活用などに大きく貢献している。

埋蔵文化財調査センターでは、平成20年度（2008）から市民を対象とする考古学講座を実施し、その修了者のうちの希望者を、遺物整理・展示・講演・現地説明会などを支援する市民考古サポーターとして登録している。講座修了者は寧楽考古楽倶楽部を組織して同センターの事業に協力している。

（一社）奈良県建築士会、なら・町家研究会、（公社）日本建築家協会の奈良地域会など文化財建造物の保存・活用に関わっている建築家団体も多い。

以上に挙げた団体以外にも様々な団体が様々なかたちで文化財の保存・活用に関わっている。今後ともそれらの団体と適宜連携し、必要に応じて適切なサポートを行い、市民と行政が対等な立場で、協働による文化財の保存・活用を推進する。

### ②重点区域に関する計画

重点区域において指定文化財の保存管理や継承を担っている団体として、名勝旧大乘院庭園の管理団体である（公財）日本ナショナルトラスト、天然記念物奈良のシカの保護育成にあたる（一財）奈良の鹿愛護会、重要無形民俗文化財春日若宮おん祭の神事芸能の保護団体である（一財）春日若宮おん祭保存会、重要無形民俗文化財奈良豆比古神社の翁舞の保護団体である奈良豆比古神社翁講等があり、今後とも必要に応じて補助金を交付することも含めて支援を行う。

また、旧市街地では、昭和54年（1979）設立の奈良地域社会研究会を前身として早くから奈良町のまちづくりに取り組んできた（公社）奈良まちづくりセンターや、市の外郭団体である（一財）奈良市総合財団のまちづくり振興事業グループなど、様々なまちづくり団体が活動している。元興寺周辺を拠点とする団体が多かったが、近年はきたまちエリアを拠点とする団体も増えている。市が所有する登録有形文化財奈良町にぎわいの家の管理運営を（公社）奈良まちづくりセンターなどの団体が共同で担い、「鍋屋連絡所の保存・活用と“奈良きたまち”のまちづくりを考える会」（なべかつ）や転害門前旧銀行建物活用協議会（てんかつ）もきたまちエリアにある市所有の建造物の管理運営を担うなど、官民連携の取組も進んでいる。市所有の県指定有形文化財旧細田家住宅でも、地域イベントに合わせた内部公開や、NPO法人文化創造アルカとの協働による活用事業を実施している。文化財所有者による活用の取組において、地域住民やまちづくり団体と連携する事例もみられる。今後も、各種団体や文化財所有者と適宜連携を図り、様々な文化財の保存・活用を推進する。